

改正

令和2年3月24日条例第2号

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(弁明書に添付する書面)

第3条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 印西市行政手続条例（平成9年条例第31号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 印西市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(手数料の額)

第4条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付に係る手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表に定める額とする。

(手数料の納付)

第5条 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第6条 審理員（法第9条第1項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

(1) 公費の扶助を受けているとき。

(2) 手数料を納付する資力がないと認めるとき。

(3) その他特別の理由があると認めるとき。

(送付による交付)

第7条 審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、交付に係る法第38条第1項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(提出資料の交付)

第8条 第4条から前条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第

78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）	第81条第3項において準用する法第78条第1項
第5条第1項	第38条第1項	第81条第3項において準用する法第78条第1項
第6条	審理員（法第9条第1項ただし書の特別の定めがある場合にあっては、審査庁）	印西市行政不服審査会
	第38条第1項	第81条第3項において準用する法第78条第1項
第7条	第38条第1項	第81条第3項において準用する法第78条第1項
	書面若しくは書類	主張書面若しくは資料
	対象書面等	対象主張書面等

（準用）

第9条 第4条から第7条までの規定は、他の法令において準用する法第38条第1項の規定による交付について準用する。ただし、他の条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

（印西市行政不服審査会の設置）

第10条 市に、法第81条第1項の規定に基づき、印西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第11条 審査会は、委員3人をもって組織する。

（委員）

第12条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(臨時委員)

第13条 審査会に、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前条第1項、第3項及び第5項の規定は、臨時委員について準用する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る審査請求事件の調査審議が終了するまでとする。

(会長)

第14条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、全ての委員及び臨時委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、委員及び臨時委員の過半数で決する。

4 委員又は臨時委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議手続の非公開)

第16条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第18条 第12条第5項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和2年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第8条、第9条）

区分	交付の方法		金額
対象書面等	複写機により用紙に 複写したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

対象電磁的記録	用紙に出力したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として額を算定する。
- 2 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。